

相談者（Aさん）

この春から建設課長に就任したAです。今日は放置自転車の問題について先生に良いお知恵を拝借したいと思つてやって来ました。

弁護士 確かにこのところ各地で放置自転車が必要な社会問題になっています。自転車は身近で手軽な乗り物で、生活上無くてはならないものですが、一方では「盗難」の問題が、そして他方で「放置」の問題が生じています。もはやモラルの問題といつて済ますことができない状況のようですね。

Aさん 町が道路管理者になっている道路上に放置されている自転車の場合には、道路法を根拠にして町が撤去・処分しているのですが、それで良いのですよね。

弁護士 その通りです。放置によって交通に危険を及ぼしている場合には道路法四四条の二を適用して、放置自転車を撤去・処分することが可能です。但しこの条文は保管や公示といった手続を踏むことを予定していますので、その点に留意して下さい。なおこの規定は自転車はもちろん、自動車が路上に放置された場合にも適用することが可能ですので覚えていて下さい。

Aさん さて、私どもの町では駅前町の町有地に駐輪場を設置しているのですが、この頃置きっぱなしでいつまでも取りに来ないケース



的に権利の実現を図るためには、裁判所に訴えを提起して判決をもらい、それを基にして裁判所に強制執行を申立て、強制執行の手続を行う必要があるのです（浦和地裁平成六年四月二二日判決）。

Aさん 町は行政ですので、一般私人とは違うのではないですか。税金の滞納に対しても裁判所に抛らずに強制執行ができますが、それとどう違うのでしょうか。

弁護士 おっしゃる通り地方税のように強制徴収が認められているものもありますが、これはあくまでも地方税法に根拠があるからであつて、地方自治体だから当然に強制徴収できる訳ではありません。例えば町営住宅の家賃未払いの場合を考えて頂ければ解ると思います。駐輪場の場合、町は私人間のルールに従わざるを得ないのです。

Aさん すると今回も放置自転車を撤去させるためには、裁判を提起して判決をもらい、それに基づいて強制執行することになりますか。

第9回

法律に強くなる！
連載【まちづくりの法律相談】

放置自転車を無くすために

が目に見えて増えてきているのです。このような放置自転車は一隅にまとめているのですが、撤去・処分することはできないのですか。

弁護士 駐輪場を利用するためには、契約書を取り交わして、利用代金を支払ってもらっ

弁護士 そうなりますね。もともと裁判を提起するためには、防犯登録や車体番号から持ち主を割り出して特定することが必要です。裁判では勝訴できるでしょうが、一定の時間はかかりますね。

Aさん 大変な労力が必要ですね。素人的に考えたのですが、置きっぱなしでいつまでも取りに来ない自転車は持ち主が所有権を放棄したとみなすことができないのですか。

弁護士 確かに捨てるつもりで、駐輪場に置いていく場合もあり得るのですが、後になつてから町がそのことを証明するのは難しいと思います。持ち主が、「捨てるつもりは無かつたのに」と言い出した場合に困りますね。

Aさん もっと効率的に対応することができないのでしょうか。

弁護士 多くの市町村が同じ問題で頭を悩めているようです。最近では自転車放置防止条例を制定して、公共の場所における自転車の放置を禁止し、禁止した特定の地域に放置した場合には自転車を撤去・処分しようと定めている市町村も少なくありません。

Aさん なるほど。条例で根拠規定を定めれば一般私人間とは違って、町が裁判所の力を借りずに撤去・処分することが可能になるのですか。

ているのですか。

Aさん いいえ。特に契約書は作っていませんし、町民が無償で利用できるようになってきます。但し、大きな看板を上げて、「自転車を七日間放置した場合は、町が六ヶ月保管し、この間に引き取りが無い場合は廃棄処分します。」と記載をしているのです。この看板の記載を根拠に、契約上の権利として廃棄処分できないでしょうか。

弁護士 残念ながら、廃棄処分はできないと考えられます。大きな看板を設置したからといって、必ずしもその内容の契約が結ばれたということにはなりません。更に言えば、仮に自転車を置いた人が、看板を見ていて、七日間放置した場合は廃棄されることがあると承知していたとしても、それだけで町が一方的に廃棄処分はできないのです。

Aさん 自転車を置いた本人も看板を見て、覚悟しているのに、どうしてできないのでしょうか。

弁護士 それは「自力執行禁止の原則」があるからなのです。いくら実体上の権利を有していても、今の法律は私人間の自力執行を認めていません。これを認めないのは、権利を持つているとする者がむやみに実力を行使することを容認すると、社会秩序を混乱させる事態を招く恐れがあるからです。そこで最終

弁護士 その通りです。町村会だよりに東北大学の稲葉馨教授が「行政法の考え方」を連載されていますが、条例の制定によって行政法の法分野の問題になるという訳です。四〇一号の稲葉教授の講義記事を読み返してみして下さい。

Aさん 駐輪場についても、条例で禁止地域に指定すれば良いのですか。

弁護士 本件の駐輪場は無償で利用してもらうシステムですので、それで良いと思います。しかし利用代金をもらうような駐輪場の場合には、別に駐輪場条例を定めて、利用関係を明確にし、その上で駐輪場における一定期限経過後の強制措置を定めておく方が望ましいと思います。

Aさん 解りました。いずれにしても条例できちんと根拠となる手続を明記する必要があると言ふことですね。これで公共の場所や駐輪場の問題は抜本的に解決できそうです。今日はありがとうございました。

◎執筆者



阿部・佐藤協同法律事務所
弁護士
佐藤 裕一
(さとう ゆういち)
東北大学法科大学院教授
宮城県人事委員会委員